

## 第25回大阪市人権施策推進審議会 会議録

1. 日 時 平成25年6月28日（金）午前10時～12時

2. 場 所 大阪市役所本庁舎 屋上階 P1会議室

3. 出席者（会 長） 坂元 茂樹 （会長代理）川崎 裕子

（委 員） 有澤 知子、有本 純子、代田 敬子、武田 勝、富岡 朋治、  
中岡 幹男、八尾 進、堀 智晴、水谷 綾、森田 英嗣

（事務局） 市民局 梶本 理事、飯田 人権室長

人権室 田井中 企画調整課長、今井 外国籍住民施策担当課長

世古 管理担当課長、津村 企画調整課長代理

人権啓発・相談センター 藪中 所長、中川 相談担当課長、

松本 副所長

### 4. 議 題

（1）「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づく取組みについて  
（資料1）

（2）「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて  
（資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8）

（3）「人権が尊重されるまち」指標の運用について（資料3）

（4）人権啓発の取組みについて（資料4）

（5）人権相談の取組みについて（資料5）

（6）その他

① 大阪市外国籍住民施策有識者会議について（資料6-①）

② 大阪市同和問題に関する有識者会議について（資料6-②）

③ 大阪府による「『人権問題に関する府民意識調査』を今後の人権施策に生かす」  
について（資料6-③）

## 5. 議 事

○津村企画調整課長代理 ただいまから第25回大阪市人権施策推進審議会を開会いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。司会を担当します市民局人権室企画調整課長代理の津村です。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき公開とします。本日の議事録・議事要旨につきましては、情報公開を進める観点から、後日、市民局ホームページへ掲載する予定です。

本日の資料等についてご案内します。

お手元に、第25回大阪市人権施策推進審議会次第をお配りしています。資料につきましては、資料一覧のとおり、お配りしていますので、その都度、ご確認ください。

それでは、委員の皆様を紹介させていただきます。（委員紹介）

なお、康由美委員、杉山貴士委員、平沢安政委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、大阪市側の出席者を紹介いたします。（市出席者紹介）

大阪市からの出席者を代表しまして、市民局理事の梶本からご挨拶を申し上げます。

○梶本市民局理事 本日は、大変ご多忙の中、大阪市人権施策推進審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

平素から本市人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたりまして格別のご協力、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪市人権施策推進審議会につきましては、人権尊重の社会づくりに関する事項について、調査・審議を行うことを目的としまして平成12年に設置された市長の諮問機関でございます。

これまで、本市の人権行政のさまざまな事項につきまして、積極的に、また精力的にご審議賜りました。

本日は、大阪市人権行政推進計画に基づく取組みの進捗状況として、各所属の実行プログラムの状況、平成24年度の「人権が尊重されるまち」指標、本年度の人権啓発と人権相談の取組みにつきまして報告をいたします。また、大阪市外国籍住民施策有識者会議並びに大阪市同和問題に関する有識者会議でいただきましたご意見などを報告いたします。

本日、審議いただきます、大阪市人権行政推進計画に基づく取組みが多岐にわたっていますが、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けまして、委員の皆様方の積極的なご審議をお願い申しあげて挨拶といたします。

○津村課長代理 これより議事に入ります。議事の進行につきましては、坂元会長にお願いいたします。

○坂元会長 本日の審議会次第に従いまして議事を進めてまいります。

議題（１）「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づく取組みの進捗状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○田井中企画調整課長 議題（１）「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づく取組みについて、説明いたします。

お配りしている資料１をご覧ください。

これは、大阪市人権行政推進計画の策定の経緯を示しています。大阪市人権施策推進審議会においては、大阪市長より、「今後の人権行政のあり方について」諮問を受け、市民や団体からの意見募集を行うとともに、審議を重ねて、平成19年12月に「答申」を取りまとめ、大阪市に提出いただきました。

この「答申」では、行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくための基本方向として、「人権尊重を基本とした行政運営、担い手づくり」をはじめ、５点にわたって提案いただきました。そして、時代に即応した人権施策を実施するために、「人権行政推進計画」を策定するよう求められたところです。

その後、この「答申」を受けて大阪市においては、「すべての市民の人権を尊重するため、市民から賛同と協力を得られる新しい人権行政を再構築し、市民が『人権の尊重されたまち』になったと実感できる、住んでよかったと誇りを持って語れる『国際人権都市大阪』をめざす」ために、平成21年２月に「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を作成いたしました。

この「人権ナビゲーション」においては、人権の尊重を視点とした行政運営を市民と協働して推進するために、４つの柱立てで取り組んでおります。

１つ目は、「人権が尊重されるまち」への標識としまして、「人権の視点！100！」の取組み、２つ目は、その道しるべとしての「人権が尊重されるまち」指標、３つ目は、「人権が尊重されるまち」に向けたエンジンとしての人権教育・啓発の取組み、４つ目はエアバッグとしての役割を果たす人権相談・救済の取組み、この４つの柱で構成されております。

まず、一つ目の「人権の視点！100！」では、人権を尊重した業務や取組みはどのようなのかを「伝える」「聴く・知る」「備える」「支える」「つながる」「務める」の６つの観点から具体例を提示し、平成22年度よりこの「人権の視点！100！」に基づき、区役所や局

など全所属において、毎年度ごとに実行プログラムを策定し、その取組み結果の評価、検証を行い、さらに改善、定着化を図っております。

2つ目の柱としての「人権が尊重されるまち」指標ですが、これは、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていることを市民に明示するとともに、実感を持てることのできるような「指標」を掲げて取組んでいます。「指標」の策定に向けてはパブリックコメントを実施した結果を踏まえ、平成23年10月に策定し、その後公表し、市民意識や各所属における計画などを踏まえて、随時、項目や数値を更新しながら運用しています。

3つ目の柱の人権教育・啓発の取組みについては大阪市が「人権が尊重されるまち」へと導く原動力となるもので、平成22年10月の大阪市人権啓発・相談センターの開設によりまして、人権相談事業とともに多様な人権課題に対応する総合的な拠点施設として、効果的な啓発の推進に取り組んでいるところです。特に近年は区役所など市民に身近な地域における人権啓発の重要性から、区役所と連携した取組みに力を入れて取り組んでおります。

4つ目の柱は、人権相談・救済の取組みですが、人権が侵害される、もしものときの備えとして、相談体制の整備・充実を図りつつ、人権相談を通じた人権侵害の早期発見、相談機能の充実・強化と人権侵害の拡大防止、人権侵害に対する効果的な支援・救済のための専門相談機関等との連携のもと、効果的な相談事業に取り組んでいるところです。

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の策定の経緯並びにその概要について説明申しあげました。どうかよろしくようお願い申しあげます。

- 坂元会長 ただいま、事務局から「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づく取組みの進捗状況について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありませんか。
- 八尾委員 人権行政推進計画は平成21年2月に策定されていますが、計画期間はいつまでですか。
- 田井中課長 終了期限は決めておりません。計画に基づく取組みの改善を図りつつ、さらに充実させ、定着化を図っていきたいと考えております。
- 八尾委員 計画の全体的な取組みについてはわかりますが、そのテンポが遅い感じがします。例えば「人権が尊重されるまち」指標については、平成21年度は基本設計の調査検討、翌年22年度にはパブリックコメントの実施などによる指標の策定に向けた作業の実施、翌23年度に策定公表と1年間ずつかけているようですが。
- 梶本理事 人権行政推進計画は、「指標」の取組みを含め、4つの柱を同時並行で取組んでおり、「指標」の策定までの平成21年度、22年度には、各所属の事務事業を人権の視点から

取組む実行プログラムの策定、実施を進めてきました。「指標」については、人権の課題ごとの白書として、毎年その進捗状況を公表していくように考えています。また、人権行政推進計画には、実施期間を定めていませんが、それぞれの所属が人権の視点に立った行政運営についての考え方にに基づき、具体的な取組みを進め、その結果を毎年度明らかにし、検証をしながら、それをまた次年度にフィードバックしていく形で進めているところです。

○坂元会長 よろしいでしょうか。国や大阪市でも人権問題がなくなる社会というのは、考えられませんので、その意味では、このような人権行政推進計画の終期が明記されていないわけですが、委員のご指摘の様に、施策のテンポといった問題も踏まえて、今後、取り組んでいただきたいと思います。

次に議題（２）「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、事務局からご説明をお願いします。

○田井中課長 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、説明いたします。

先に説明しましたように「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについては、人権の視点を踏まえて大阪市の全ての所属で毎年度実行プログラムを策定し、実施しております。

実行プログラムは、平成22年度から本格的に実施しており、今年度で4年目となります。実行プログラムを策定する際に必要とする人権行政の基本的な視点の考え方やプログラムの策定のポイントなどを取りまとめた「実践マニュアル」を作成し、人権行政推進本部と各所属との共通認識を持ちまして、その策定と実施に取り組んでいるところです。また各所属において実行プログラムを策定し、実施し、その結果を検証、評価し、次年度の実行プログラムに生かす、いわゆるPDCAを回しながらプログラムの改善、充実を図り、定着化を目指しております。

資料2-1は、大阪市の24区役所、24の局・室の全部で48所属の24年度のプログラムの一覧です。資料2-2は、各所属ごとの実行プログラムの概要です。この表は、左側の欄から、所属名、実行プログラムの名称、その概要、その行動実績と効果、実施後の評価と反省点、次年度プログラムの改善点を記載しています。

資料2-3は、全48所属のプログラムについての6項目の自己評価を一覧にまとめたものです。全所属の48プログラムのうち、41が所属において「期待していたとおりの効果があった」と評価されています。わかりやすさの評価では、「わかりやすい」というレベルに達しなかったとされるプログラムが6つあり、そのうち5つが効果の程度について、「期待して

いたより効果が少なかった」と評価しています。

推進体制の評価では、推進体制が「弱かった」とされる4所属のうち3つが区役所であり、区役所での実行プログラムの浸透をより一層図る必要があります。

「わかりやすさ」の点では、「とてもわかりやすく伝わった」と評価される6つのプログラムのうち4つと、「費用対効果」の評価で、「期待していた以上に効果があった」とされる4つのプログラムについては、「普及性」においても、「他の業務に応用できる」、または、「幅広く市民に普及できる」との評価をしています。

全48所属のプログラムは膨大ですので、その中から2つの代表的な事例として紹介させていただきます。

資料2-4は、西淀川区の実行プログラムの事例ですが、これは外国籍住民に対する、子育て支援事業を実行プログラムとして取り組まれました。西淀川区役所の1階に市民協働のステーションが設けられていますが、その場所でNPO法人と連携して、子育て支援講座として、外国籍住民と日本人の交流の場を提供し、市民相互のネットワークづくりに取り組んだという、市民協働型の特徴ある取組みとして評価されています。

資料2-5は環境局の取組みです。これは、「身近なことから始めよう～マンスリースローガンで取り組む人権配慮の環境づくり～」という取組みですが、人権に関する標語を職員から公募し、月ごとの取組み標語を決定し、事務所内に掲示するとともに、課や事業所単位でのミーティング等において活用されたものです。業務とは別に、人権に関する標語を募集するという新たな取組みとして、職員から自発的な応募が多数ありました。月ごとの標語を掲げることにより、自分が気づいていなかった人権尊重の意識に気づき、職員間の相互理解やコミュニケーションの向上につながったと評価しています。

各所属においては、このような24年度実行プログラムの取組みを評価、検証し、今年度、25年度の実行プログラムを新たに作成しております。

25年度の実行プログラムについては、資料2-6に一覧を記載していますように全49所属、で新しいプログラムを策定しています。その概要が資料2-7となっております。前年度のプログラムの評価を踏まえ、改善し、新たなプログラムを策定するという手法をとっており、この資料には、それぞれの所属の新たなプログラムの作成にあたり、改善したところも記載しています。

全所属のうち、前年度の実行プログラムに改善を加えて継続した所属が28、前年度のプログラムとは別に、新たなプログラムを策定した所属が20で、およそ半分ずつとなっております。

資料2-8は、49所属の平成25年度「人権の視点！100！」実行プログラムの取組別分類で、「人権の視点に立った環境整備」、「人権の視点に立った情報発信・広聴広報」、「子ども、高齢者、障がい者に対する理解・支援」、「市民と協働した人権尊重のまちづくり」などの7つの項目を設けて分類したものです。

2つ目の「人権の視点に立った情報発信・広聴広報」と、7つ目の「人権の視点に立った人材育成」とともに12所属となっていますが、「情報発信・広聴広報」の方は、区が2所属、局・室が10所属になっていて、「人材育成」の方は、逆に区が10所属、局・室が2所属となっています。これは、情報発信する機会が、局・室のほうが区役所に比べると多く、人材の育成面では、区役所が行政サービスを提供するために、職員の人材育成ほか、市民対応の充実を図るということを重要視していることによるものと考えております。

また、3つ目、4つ目、5つ目の項目については、比較的少数となっているところです。「子ども、高齢者、障がい者に対する理解・支援」、「市民と協働した人権尊重のまちづくり」、「多文化共生」という項目ですが、多くの区役所や局では市民と協働した施策、事業を実施しており、また、区役所では福祉施策に取り組んでいる部署がございますが、やはりそれらの取組みが所属全体の課題として、実行プログラムとして取り組むまでに至らなかったのではないかと考えております。

今後も各所属の実行プログラムの好事例とか先進事例を、他所属あるいは市民に紹介し、人権の視点からの行政運営について共通認識を持っていただくとともに、今後の実行プログラムに反映していただくよう考えています。

以上で24年度の実行プログラムの取組み、そして25年度に計画されていますプログラムの概要の報告、説明といたします。

#### ○坂元会長

ただいまの事務局の説明のとおり、「人権の視点！100！」実行プログラムは、大阪市の全所属において人権尊重の視点からの行政運営を推進するために取り組まれています。区役所や局など各所属における24年度の実行プログラムの策定と実施、その評価のもとに25年度の実行プログラムを策定して、取組みを進めるという説明でございました。

これらの説明に対しましてご意見あるいはご質問等ございますか。

○武田委員 資料2-8に関わって、区政モニターとかモニターアンケートとありますがモニターはどれぐらいの方がいるのですか。

○田井中課長 市政モニターは、全体でおよそ1200人います。

- 武田委員 モニターは、どのような人が対象ですか。また、各区では、どうなっているのですか。
- 飯田人権室長 大阪市としての市政モニターについては、公募あるいは、無作為抽出し、モニター登録された方が約1,200人おり、各区均等ではありませんが、全区にいます。これ以外に、各区ごとに人数には違いがありますが、公募または無作為抽出による区民モニターがあります。これらの制度を使ってアンケート調査を行っています。
- 武田委員 そういうモニターに選ばれる際に、何か条件があるのですか。
- 飯田人権室長 市政モニターについては、住民基本台帳システムから無作為で抽出した方でモニターとなることを了承された方、公募で選ばれ、インターネットで回答いただける方など幾つかの方法で、モニターになっていただいています。
- 武田委員 わかりました。
- 坂元会長 そのほか、いかがでしょうか。
- 中岡委員 実行プログラムの取組みについて、区役所はどの部署で取り組んでいるのですか。
- 梶本理事 取りまとめは総務課ですが、各区役所には、所属の人権行政推進委員会が設置されており、所属長である区長を代表に区役所全体で取り組んでいます。
- 代田委員 資料2-3の実行プログラム項目別評価についてですが、この評価は誰がされているのですか。
- 田井中課長 実行プログラムを6つの角度から評価していますが、この評価は、基本的に各所属の代表により、評価をしていただいています。
- 代田委員 例えば区役所であれば区長または、区役所を代表する方が評価しているということですか。
- 田井中課長 そういことです。
- 代田委員 では、評価の判断について、何か判断指標があるのでしょうか。
- 田井中課長 各所属での実行プログラムの策定と実施、検証の参考となる「実践マニュアル」を作っており、この中で6つの項目について基本的な評価のポイントを設けています。この基準に基づいて評価していただいています。
- 代田委員 もう1点、費用対効果とありますが、どのぐらいの費用をかけて、それに対しての期待以上とか以下とは、どう判断されていますか。
- 梶本理事 この項目別評価は、基本的に自己評価です。  
ご質問の費用対効果ですが、これは、いわゆる機会費用ですので、単にコストということ



ではなくて、省力化とか、いわゆる時間的なコスト、その機会費用を含めたコストの効果があつたかどうかという考えのもとに評価しています。

○代田委員 これらの表に平成24年度の各部局で取り組まれたプログラムの結果と、平成25年度の目標がありますが、前年度の結果をつくられる際には、実際の効果とか実績だけではなく、もともと期待していたのは何かというのも盛り込まれて現したほうが非常にわかりやすいと思います。

○田井中課長 ご意見ありがとうございます。次回には、そういう部分も取り入れて、作成したいと思います。

○森田委員 項目別評価は、基本的には自己評価ということですが、期待していた以上の効果があつたとか、他の部署だとか区がやって、いいアイデアだと思われるようなものが広がっていくような仕組みがありますか。例えば、非常にうまくいったという報告があり、うちの部署でもやってみようかなとか、そういう交流の機会や、学び合う機会、いいアイデアが広がっていくような仕組みがあれば教えてください。

○田井中課長 まず1つ目に、人権行政推進本部という、全庁的な組織を設けまして、定例的に集まっていただいて、そういう場で、各プログラムについて紹介させていただいています。2つ目には、庁内のホームページにニュースとして、定期的に取り組みの紹介を行っています。今後も、これらに限らず、いろんな形でうまくいった取り組みとか参考となる事例を報告し、広めていきたいと思っています。

○森田委員 今まで広がったとか、ほかの部署に採用されたとか、そういう取り組みはありますか。

○田井中課長 十分把握はしていませんが人権の視点に立った窓口サービスとか、広報活動などの面でお互いに不十分な所を補うような形で取り入れたという話は聞いております。

○森田委員 今のようなものも、非常に大きな効果だと思います。いいアイデアを個々の部署で最初からつくっていくというのは非常に非効率的であり、いいアイデアが広がっていくような仕組みをつくる、それも一つ指標として考えられたらいいと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。

最近、71歳の男性がNHKの番組で外来語を使い過ぎるという指摘をして、訴訟したことがありましたが、テレビ番組の場合には時間内に的確に伝えるために、そういう方法をとらざるを得ない場合もあるのですが、行政の場合は、できるだけわかりやすい言葉と表現方法に努めていただければと思います。例えば、資料2-1の西成区役所の「ライフシーン

別窓口案内の作成」というような、若い人には何かわかるけれども、年配の方には意味がちょっとわかりづらいというところもあると思います。

また、資料２－７の福島区役所の取組みについての“期待できる効果”のところに、「コンプラ意識の向上」とありますが、これは「コンプライアンスの意識立て」の事と思いますが、こういう言葉は、自分たちだけでわかる言葉であって、市民の方にも伝わるような表現方法に改めていただければと思います。

○田井中課長 確かに外来語を使う、片仮名語を使う機会が非常に増えていますが、市民にきちんと伝わっているのかということがあると思います。本市では今年３月に「人権の視点からの情報発信の手引き」を作成しまして、市民に情報を伝えていく視点、人権の視点とはどういうものかということ項目別、あるいは分野別に示しまして、それを庁内で今年度の研修の課題として取り組んでいるところです。

また、実行プログラムにおきましては、部署によっては４カ国語の外国語表記を行っているとか、担当部署の名称に仮名をふって市民の方にご案内しているといった取組みも見られます。さらに、市民にきちんと情報を伝えるような取組みを進めてまいりたいと思います。

○坂元会長

活発なご意見、ありがとうございました。委員のご意見、ご指摘を踏まえて、事務局は、今後も取組みを着実に進めていただきたいと思います。

では、引き続き議事を進めさせていただきます。

議題（３）「人権が尊重されるまち」指標の運用について説明をお願いします。

○田井中課長 資料３に沿って、「人権が尊重されるまち」指標の運用について報告します。

「人権が尊重されるまち」指標は、多様な人権課題に対応する大阪市の施策や取組みについてその推移や現状を市民にわかりやすい形でデータとして示したものであり、この指標により、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていくことを市民に実感していただけるような道しるべとしての役割を持っています。

この「人権が尊重されるまち」指標は、市民から意見募集を行い、平成23年10月に策定し、公表しました。

その後、市政モニターアンケートにより、さまざまな人権課題の基本指標を新たに含めた、平成24年度版の指標（案）を平成25年1月に開催しました、第24回人権施策推進審議会において報告し、ご意見をいただき、本年3月に、平成24年度版の指標の策定をしたところです。

平成25年度の運用ですが、指標に掲げる数値を最新データに更新していく、あるいは指標の項目の点検を通じまして、拡充、修正を行っていくことにしており、次回の審議会に、案を報告してご意見をいただき、本年10月をめどに策定、公表したいと考えています。

以上で、「人権が尊重されるまち」指標の運用についての説明とさせていただきます。

○**坂元会長** 「人権が尊重されるまち」指標は、毎年度、指標に掲げる項目や数値を最新データに基づいて更新していくということで、より市民にとって、大阪市が「人権が尊重されるまち」と実感していただけるように運用を図っていくという説明でした。

この「人権が尊重されるまち」指標の取組みについてご意見、ご質問ございませんか。

特にないようでしたら、事務局において説明いただいたとおり、取り組んでいただければと思います。

次に、議題（4）人権啓発の取組みについて事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○**藪中人権啓発・相談センター所長**

それでは、平成25年度の大阪市における人権啓発事業について、資料4に沿って説明いたします。

まず、大阪市の人権啓発・相談センターで実施している地域密着型市民啓発事業については、地域に根差した啓発の担い手として活動していただいております人権啓発推進員の方が委嘱を受けておられますが、その方々を対象にしました育成事業として、参加型の研修、あるいは経験交流会等の研修を実施しております。

本日から養成研修ということで、今年度から初めて委嘱を受けられる方を対象に研修を実施し、1年間のスタートを切ります。ほぼ、年間のスケジュール、研修内容についても確定しております。

次に、さまざまな媒体を活用しまして、市民の皆様方に人権問題への理解を深めていただくために行っている市民啓発広報事業です。

今回新規の“KOKOROねっと連携啓発事業”は、人権啓発情報誌KOKOROねっとのコラムの寄稿者、あるいはインタビューを受けていただいた方に講師となっただき、市民あるいは団体等が実施する人権研修に派遣していく事業です。今後、区役所や学校、各種団体等含めまして、各地域への積極的な情報発信に努めたいと考えています。

この6月に発行しました人権啓発情報紙KOKOROねっと第17号では、今年度の重点テーマの、女性をめぐる問題についてのインタビュー記事などを掲載しています。

KOKOROねっとは、各区役所、本市関係施設、市内の中学校、高校、短大、大学等に

配布しており、今後、9月、12月、来年の2月に順次発行をしたいと考えています。

次に、地下鉄、市バスの車両を活用しましたステッカー広告、あるいは啓発資料の作成、増刷、あるいは映像ソフト等の購入、また人権週間における人権啓発放送事業については、昨年度と同様の内容で実施をしていきたいと考えています。

次に、参加・参画型事業について、市民の皆様方に人権を学ぶ機会を提供していくことを目的として実施しています。

その中で、人権に関する作品募集事業は、7月から、ポスター等のデザイン公募、あるいはキャッチコピー等の募集を開始していきます。入選しました作品については、大阪市が行っている市民啓発広報事業等に積極的に活用を図っていくと共に、区役所や集客施設等を活用しながら展示会を催すことを予定しています。

“Jリーグ、セレッソ大阪との連携事業”と“人権の花運動”については、大阪市、大阪法務局及び大阪第一人権擁護委員協議会の三者が連携しながら事業実施をしています。すでに5月3日に、セレッソ大阪のホームゲームが、長居スタジアムで行われた際に、啓発グッズの配布など、さまざまな啓発事業を実施したところです。

大学と連携した参加・参画型事業は昨年度から実施していますが、現在、NPOの大学コンソーシアム大阪と調整しており、今後、事業参加大学等の募集や事業企画等を進めていきたいと思っています。

次に、「効果検証会議」についてですが、今後、外部の専門家の方にも参画いただきながら、現在、人権啓発・相談センターで実施している事業について、PDCAの観点から啓発の手法や事業内容等について、その効果や課題、あるいは改善点の抽出といった事業検証、評価を行い、来年度の啓発事業のあり方や、予算のあり方などにもしっかりと反映していきたいと考えています。

次に、企業啓発推進事業ですが、これは企業や事業者等における人権啓発や人権研修等への支援を行うもので、今年度から公募型のプロポーザル事業として実施しています。

大阪市域全域で実施する研修会等の日程については、ほぼ決定しており、資料に記載しておりますが、今後、各区レベルでの企業や事業者を対象とした研修会等の実施について、調整を進めていきたいと考えています。

企業への人権情報提供事業について、企業のための人権啓発情報紙Vol. 3を本年6月に発行しました。通算3号目です。今回は、精神障がいのある人の雇用についてをテーマにして、実際に精神障がいのある方を雇用している事業者の取組みや、その活動を支援しているNPO

法人等の紹介をしています。

また、平成25年度の区役所における人権啓発事業としまして、全24区が実施予定している事業を集約し、一覧表にまとめております。

○坂元会長 ただいまご説明がございました平成25年度の人権啓発事業について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○有澤委員 人権啓発推進員は、24区に均等に配分されているのかということ、おそらく恐らく有償ではなくて、ボランティアだと思うのですが、男女割合はどうなっているのですか。また、「人推員」という表記はよくわからないので、「人権啓発推進員」と、きちんと書いたほうが良いと思います。

それから、「P D C Aサイクル」とは、どういう意味ですか。

○坂元会長 それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○藪中所長 「人推員」の表記については、今後は気をつけてまいりたいと思います。

人権啓発推進員は現在全市で868名です。その内、男性が279名、女性が589名です。

各区での分布ですが、一番少ない区で22名、一番多い区で58名となっています。各区1小学校区に3名ぐらいの基準で選出していただきたいとお願いをしており、区の規模を反映した人員配分になっていると思っています。

それと「P D C A」ですが、「P」は計画するというプラン（P l a n）、「D」は実施するというドゥー（D o）、「C」は評価するというチェック（C h e c k）、「A」はそれを踏まえて改善すべきことは改善するというアクト（A c t）、その4文字の頭文字をとって「P D C A」として、計画して、実施して、評価して、改善するという意味です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

○代田委員 参加・参画型事業の「人権の花運動」の、花の育成を通して人権意識を醸成する事業とはどんな内容ですか。

○藪中所長 市内で25の学校を選択して、そこにプランターや花の苗や種を配付し、児童が花の育成に携わることで、生命や育みの大切さを学んだり、プランターに、例えば「人権の花」と表記することで、人権の意識づけをしているという事業内容です。

○代田委員 実際に花を育てるということですか。

○藪中所長 はい、そうです。

○代田委員 わかりました。

○坂元会長 そのほか、いかがですか。

○堀委員 今、報告がありました「大学と連携した参加・参画型事業」ですが、これは7つの大学が応募し、3校が選ばれて、私が勤めています常磐学園大学も参加して取り組みました。

学生たちが、自分たちの関心がある人権問題について、グループでいろいろ企画立案して、できるだけうちの大学に限らないほかの大学生も、あるいは大学生以外の若者にまで広げることも考えて、インターネットでソーシャルネットワークシステム（SNS）などを使って人権問題に取り組みました。学生たちは結構忙しく、授業やアルバイトで、なかなか時間がとれなかったんですけども、最初は教員が学生たちに働きかけて、そしてグループをつくって、こどものいじめの問題とか障がい者の家族の問題、外国人の問題、あるいは被災者の問題とか、関心のあるテーマを選んで、活動するようになり、1年間ずっと見てきました。そういう活動を通して少しずつ、学生たちは自分のこれまでの価値観を問い直すようになってきたのではないかと思います。

ところが、ほかの大学までなかなか広がらなかったり、堀先生のところの大学生だけじゃないかというような意見も出たりして悔しい思いをしましたが、一人ひとりの学生の、本当にささやかな意識の変革ということも非常に貴重なことだったと思います。やはり人権問題というのはいろんなレベルから評価できるのではないかと思います。

それを受けまして、「平成25年度 区における人権啓発事業について」に平野区の事業が書いていますが、5つ目の「若年層との連携事業」については、先ほど報告しました、人と人とのかわり事業を引き継いで、今度は平野区でもやっていくことを企画して頂きました。学生たちに、こういうことがあるよと言いましたら、昨年度の事業に取り組んだ学生たちが中心になって、ボランティアサークルを組織して、この平野区の事業に取り組むことになり、やはり1年たって、ことし2年目に入り、大分意識が変わってきました。やはり取り組むということが、非常に重要だと、特に若い人たちが、自分でテーマを見つけてやっていくことが基本なのでしょうが、このように参加・参画型事業を企画し、働きかけていくということも必要だと実感いたしました。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後ともこうした委員のご意見を踏まえまして、事務局において取り組んでいただければと存じます。

では、議題（5）人権相談の取組みについて事務局から説明をお願いいたします。

○中川相談担当課長 大阪市における人権相談事業について、資料5に沿って説明いたします。

人権啓発・相談センターで行っております相談事業は、多様な人権侵害に対応できるように、平日、休日、夜間にも窓口を開設し、相談の対応についても、深刻な事態に至るまでに解決の方向性を見出すことで、市民のセーフティネットの役割を果たしていると考えております。

また、相談窓口では、関係する相談機関等とのネットワークを生かしながら、ひとつの機関では、なかなか果たし得ない、輻輳した課題の解決に向けて調整を行っており、また区役所との連携を密にしながら市民生活の維持・向上にも、大きな役割を果たしていると考えております。

人権相談窓口の現況ですが、電話や面談で相談に来られる市民の多くが虐待に苦しむ高齢者、障がい者といった方や、DVに苦しむ女性、また、差別的な労働環境で働く外国人労働者といった社会的弱者からの相談が大半を占めています。輻輳した課題のケースも多く見られ、長期にわたって悩み抜かれて、衰弱された状態で来所され、面談を受けられるケースもあります。

相談内容ですが、平成24年度の相談件数は合計で9,594件あり課題別の内訳で見ますと、障がい者をめぐる問題が1,957件、高齢者が1,533件、生活が1,123件、近隣が762件、以下、労働、家族、生活をめぐる問題の順となっており、平成23年度の相談件数とほぼ同じ傾向で推移しています。

輻輳する課題の相談事例といたしまして、精神障がい者、あるいは、認知症を自覚しない相談者からの近隣トラブルに関する事例でありますとか、DV被害女性がPTSDの影響で子どもに暴力を振るってしまう、あるいは育児放棄をしてしまうといった相談などがあります。また、どこに相談したらいいのかわからないと、相談の入り口について連絡されて来られる場合もあります。

さらに、他機関で相談に応じてもらえないことを人権侵害と受けとめて人権啓発・相談センターにクレームを言って来られる場合もございます。精神的疾患からの思い込み、妄想により、人権侵害を主張されるケースも増えてきている状況です。

次に、他機関との連携した取組みについて説明します。

課題の輻輳した相談事例や解決困難な事案については、これまで培ってきた他機関との相談ネットワークを活用して、課題解決に向けて取組んでおります。連携の内容については、大阪弁護士会から推薦があった弁護士をはじめ、他機関の窓口まで同行しての相談調整を行うとか、関係機関からの情報に基づいた助言を行ったり、他機関とともに相談に対する支援

方策を検討するなど、社会資源の活用を図っています。

相談の解決のための、具体的な連携先としては、区役所が260件、大阪弁護士会との連携が174件、区役所を除く本市関係機関との連携が160件、大阪府及び府内市町村が126件となっています。クレオ大阪、あるいは母子福祉センター、子育ていろいろ相談センター、こころの健康センター、地域包括支援センター、障害者就業・生活支援センター等のその他の連携機関として、警察、ハローワーク、法務局、大阪労働局、あるいは、病院関係機関などがあります。

中でも特に区役所との連携に力を注いでおります。輻輳する課題が増加する中で、区役所で解決できず苦慮している事案について専門相談員が直接、区役所へ出向いて、検討会議を開催しながら、課題解決に向けた調整を行っています。

その検討会議での具体的な事例としまして、認知症の親を介護している女性自身が、うつ病を患い介護ができなくなったといった事案では、区役所、地域の自治会、地域包括支援センターなど関係機関が連携して見守り体制を作り、支援体制の調整をしていった事例もあります。

次に、他機関への同行支援についてですが、輻輳する課題を抱えた相談者に対して関係する専門機関へ引き継ぐといった場合に、本人自身から同行依頼を求められる場合がございます。また、面談の結果、うまくコミュニケーションが図れないというような理由で同行が必要と判断した場合には、本人の同意を得たうえで、他機関への同行、補助説明等の支援を行っています。

他機関への同行支援した具体例としまして、部落差別による婚約不履行の相談に際して、相談者に同行して弁護士への法的助言を受けた事例やDV被害による相談者の救済に向けてクレオ大阪や関連NPO法人との相談に同行支援し、解決に向けて連携した事例がございます。

また、区役所との連携の強化を図り、区役所における相談機能の向上のためには、区役所の相談担当職員のスキルアップが不可欠でありますことから、毎月、定例的に、区役所の人権相談担当者会を開催し、人権啓発・相談センターで人権相談を担っております専門相談員をファシリテーターとして、これまで実際に対応した事例など、区役所にフィードバックすべき相談事例を、ケーススタディーの中で行い、職員のスキルアップと連携強化に努めています。

以上が、人権啓発・相談センターにおける人権相談事業の現状でございます。



○坂元会長

大阪市における人権相談事業の概要並びに平成23年度、24年度の相談内容について説明がございました。

これらについてご意見、ご質問ありますでしょうか。

○川崎会長代理 他機関との連携ですが、人権啓発・相談センターの人権相談事業では、法的な助言を必要とする場合、弁護士によるサポートを行い、その弁護士には大阪弁護士会から推薦をしていると思います。その大阪弁護士会との連携した相談件数は174件とのことですが、どういう連携ですか。

○中川課長 先に事例紹介しました、部落差別による婚約不履行の事例とか、サラ金からの取り立て等の事例で、人権啓発・相談センターでは、弁護士相談を要する、法的助言が必要と判断した場合に、大阪弁護士会から推薦を受けた8名の弁護士の方に、あるいは、区役所の弁護士相談窓口へつなぐなど大阪弁護士会と連携して取組んでいます。

○川崎会長代理 それでは、直接大阪弁護士会の相談窓口へ誘導することは入っていないのですか。

○中川課長 直接、弁護士会へつなぐ事例もありますが、まず、人権啓発・相談センターで、面談をした上で、大阪弁護士会に所属する弁護士を紹介する場合や、区役所の弁護士相談を案内する場合があります。

○川崎会長代理 そうすると、個々の弁護士に紹介する場合も、大阪弁護士会との連携したケースに入っているということですね。

○中川課長 はい。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

○森田委員 私は学校教育に関する仕事をしていますが、大阪市立学校で体罰があり、生徒が自殺されたという新聞記事を読んだ時に、人権啓発・相談センターに相談してもよかったのではないかという気がしました。

教育問題は、どうしても学校教育の中で解決しようという傾向が非常に強かったものから、人権啓発・相談センターの相談件数を見ても、「子ども」の中に「学校・保育所問題」という相談分野がありますが、件数はそんなに多くない。学校教育の中で起きている問題に関して、人権啓発・相談センターが積極的に取り組むことを考えられているのかどうか、また、そういう相談があったときに、学校現場とどういう対応が考えられるのでしょうか。

私たちの国では、スポーツにおける暴力問題は、昔から随分あり、ミュンヘンオリンピック

クのときの日本の男子バレーの代表の練習を見た現地の方はびっくりして、警察に通報したということもあるぐらいですから、非常に古い時代からあるのではないかと考えています。これが暗黙のうちに認められていることもあって、実は学校教育の中で、発言したい人が発言できないことも多くあるのではないかと。そのあたりが非常に課題かなと考えており、そのあたりのスタンスを少し教えていただきたいと思います。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

○中川課長 まず、人権啓発・相談センターに相談に来られた事例で申しますと、小学生が、追いかけて痴漢行為にあったということで、その子どもに対する心のケアと合わせて、通学路での見守り体制について、人権啓発・相談センターが入り、区役所と子育ていろいろ相談センター、それぞれの連携に向けて調整したことがあります。

しかし、これまで学校現場での事案に関して、直接、人権啓発・相談センターが対応を求められたということはありません。また、人権啓発・相談センターにおける人権相談においては、教育現場の中に入っていくことは難しいと考えています。

○森田委員 以前、韓国に視察に行ったときに、緊急事態への対応というのがあると聞きました。学校教育の中では、長い時間をかけて解決していくこともあるので、いつの時点で介入するかというのは非常に難しい問題ですが、相談を受けた時点で、これは非常に緊急事態だと思った時には、その子を助けに行く、いわば110番みたいなものがあり、相談員がそう判断したら学校の中にも入っていくということでした。

自殺は予期しにくいことですが、学校の問題解決能力について、学校は先生という一職種が働いている場所ですので、そのあたりも、将来的には考えていくべきではないかと思っています。意見として申しあげます。

○坂元会長 ありがとうございました。

ほかにありますか。

○中岡委員 すごい件数で、本当に大変だなと思ったんですが、これだけの件数、人員を何名ぐらいの方で、どういう資格を持った方が対応されているのか教えていただきたいと思います。

○中川課長 人権相談事業は10名の職員体制で、平日は午前9時から午後9時まで、また土日・祝日も午前9時から午後5時半まで開設し、職員のローテーションで回しております。

特に必要な資格はありませんが、福祉士の資格を持っている方や、行政経験者の方、民生委員をやっておられる方など、いろんな分野の方がおられます。

○**梶本理事** 電話対応が多いのですが、常時3名体制（委託事業者）で相談対応しています。受付した案件については午前・午後で引き継ぎ、全員で内容を共有しながら対応しております。

○**坂元会長** ありがとうございました。

それでは、ただいまの各委員のご意見、ご指摘を踏まえまして、事務局において課題の解決に取り組んでいただければと思います。

では、議事を進めさせていただきます。議題（6）としまして、3点の報告をいただきます。

まず、大阪市外国籍住民施策有識者会議について事務局からご報告をお願いします。

○**今井外国籍住民施策担当課長**

これまで、開催してまいりました外国籍住民施策有識者会議において頂きました意見をまとめた「意見集」についてその概要を報告させていただきます。

大阪市外国籍住民施策有識者会議については、「世界に開かれた交流のまち」の実現を目指して、外国籍住民の生活全般に係る諸問題等について、幅広くご意見を求めていくため、外国籍住民の方を含む14名の有識者の皆様に委員をお願いし、開催しております。

平成23年度、24年度の2年、6回にわたり、毎回、分野別にテーマを決めて、いろんな角度からご議論をいただきました。そして、この議論の中から本市の施策を進めるうえで、直接、参考にさせていただく考え方をまとめたものを、「意見集」として、この3月に作成しました。その概要を資料6-①に沿って申しあげます。

まず、「基本認識」について、外国籍住民が住みやすい環境を整えるなど、社会を共に支える市民として迎え入れるための適切な施策が必要ではないかという意見ですが、当然ながら、国籍や民族の違いに関わらず、互いに尊重し合う共生のまちづくりが基本です。

次に、「人権の尊重」について、その中で、情報提供の経路、情報提供の手段として、市内に数多く設置されている日本語教室は非常に外国籍住民が行きやすいところであり、集いやすいところであることから、いまだに行政情報が十分には届いていないといった状況がある中で、これを活用できないかというご意見を頂いています。

続いて、隣近所に住む住民が外国籍住民に必要な情報を伝えるようにならないと緊急時の対応ができないというご意見をいただいています。いざというときの対応には、地域で日常的なつき合いが大切であり、地域コミュニティーの育成が大切であるとのことのご意見です。

それから、区役所窓口などでの相談体制ですが、多言語対応が可能な職員を区役所に配置

し、一層、充実させるというご意見です。すでに国際交流センターなどと連携いたしまして、各窓口ではトリオフォン（3者会話）という形で、日本語で会話できない方にも対応させていただいているものの、常時、多言語で対応できる職員を配置して、日本語が不十分な外国籍住民の方が地域で生活する利便性を高める必要があるといったご意見です。

それから、「多文化共生社会の実現」の項目に、「国際理解教育」とありますが、こどものころから、日本人が外国籍のこどものことを理解するようにならないと、本当の意味での国際理解には発展しないので、お互いを認め、尊重し、持てる力を発揮できる地域社会、多文化共生社会の理念を体得していくためには、柔軟なこどものころから学ばせていくべきだというご意見です。

次に、「外国籍の子どものための施設」ということで、日本語がわからなくて高校に進学できない子どもたちのための居場所を検討できないかというご意見をいただいています。

それから「地域社会への参加」について、外国籍住民のコミュニティリーダーを育てていくような事業が大事であるというご意見です。

「外国籍住民施策の推進」について、区役所でも、市民局が開催しています、外国籍住民施策有識者会議を設置して、施策の推進のための仕組みを作るとともに、区ごとに施策担当者を配置するなど、積極的に各区でも体制を整えるべきではないかといったご意見をいただいています。

以上が、有識者会議で頂きました「意見集」の概要ですが、今後、これらの貴重なご意見、ご指摘を参考に、各区、身近な地域で多文化共生社会の実現に向けた取組みを進めていくために、この「意見集」をもとにしまして、いろんな地域でのまちづくりの参考になるようなガイドライン、ガイドブック的なものをできるだけ早急に作りたいと考えております。

#### ○坂元会長

それでは、ただいまのご報告についてご意見、ご質問等ございませんか。

○森田委員 最近新聞をにぎわしている、ヘイトスピーチに関しての議論はありましたか。それからヘイトスピーチについての大阪市のスタンスはどういうものを教えてください。

○八尾委員 私も同じです。

○今井課長 ヘイトスピーチの問題につきましては、今年の3月29日に開催した第6回外国籍住民施策有識者会議の中でご質問をいただいています。この5月の参議院の法務委員会の議論がありましたが、現在、人種差別撤廃条約に日本は加盟しているものの、第4条に人種差別を助長、扇動する発言、行動については、罪とみなすとありますが、それについて、日本

においては、憲法の表現の自由の関係もございまして、罪とみなす程の差別的な言動があるわけではないという理解により今、留保しています。例えば、具体的に個人名や団体名を指しての差別的な発言でない限りは、表現の自由に重きを置くということであり、処分できないということです。ただ、非常に差別的な感情を増幅させるということでもあり、従来から大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会の三者による国への要望の中で、そういった差別的な発言も含め、何か法的に対応できるような立法をしていただきたいという要望をしています。それ以外に、KOKOROねっとなどの広報媒体で、お互いがお互いを認めて仲よく暮らしていく、それぞれが力を発揮できるような社会に向けての啓発広報を、今まで以上に進めていく必要があると思っております。

○坂元会長 ありがとうございます。

先ほど出ましたのは人種差別撤廃条約の第4条に対しまして、日本国が批准の際に留保しております。その留保が憲法の21条、一切の表現の自由を保障するというのが、非常に広く表現の自由を解しております、日本国憲法の限度において、人種差別撤廃条約の条項を遵守しますと、いわゆる差別的表現についても、これを認めているということです。ただそのときに日本政府が説明した状況では、これを犯罪とする必要があるようなヘイトスピーチの実態はなかったけれども、昨今の状況は、かなり危惧されるべき内容になっておりますので、その点では、国の側においても、やはり考えざるを得ないことが発生しており、そういう勧告を日本がどの様に受けとめていくかということであろうと認識しております。

やはり、ここでも外国人、外国籍住民との“共生”ということでご報告があったわけですが、往々にして、「共に生きる」という趣旨が強調されがちなんですけれども、今後は「人権が尊重されるまち」を「共に生み出す」という意味での“共生”という視点もぜひ持っていただくことが、必要なのではないかと個人的には考えています。

○八尾委員 これを聞いたときに、東京の話だと思っていたのですが、大阪の実態はどんな様子か教えていただけますか。

○飯田人権室長 東京とほぼ同じ団体で、大阪でも鶴橋周辺の3区にまたがって、やはり同じようなスピーチが行われていると聞いています。表通りでやっているようですが、中には表通りから少し中のほうにも入っていくようなケースもあり、やはり、かなり騒然とした雰囲気になっていると聞いています。各区も対応に苦慮しており、所轄警察とも相談しながら事態を見守っているという状況で、これに対して直接規制をかけることが現行法上できないということで、できるだけ啓発に力を入れるということと、大阪市としては、大阪府などと連

携して、国に現状をきちっと伝えて、法的な対応が必要な時期に来ているのではないかという観点で要望しています。

○八尾委員 頻度的にはどんな感じですか。

○梶本理事 不定期でございます。インターネットで呼びかけるというやり方です。これはデモ行為ですから、当然、事前には所轄の警察に時期や内容を届けておりますが、我々もその対応に苦慮している状況です。

○川崎会長代理 ヘイトスピーチに関するホームページを見ると本当に聞くに堪えないものでした。どこかで規制しなければいけないと、私も思っております。

○水谷委員 外国籍住民施策有識者会議の設置主体は人権室の企画調整課であり、ここでいただいた意見を、どういうふう具現化していくかは、人権室の責任になると思うのですが、今後の進め方で出ているのが、各区の地域特性に応じた活用しやすい「ガイドライン」の作成ということであり、これだけの意見を具体的にいただいておきながら、次のアクションが「ガイドライン」の作成だけというのは非常に残念な思いがします。もう少し考える余地はないのか伺いたいと思います。

○飯田人権室長 ご意見のとおり、時間をかけて、いろいろとご意見をいただいて、「意見集」という形でまとめさせていただいたので、これをできるだけ施策に活用していくということが、当然必要なことだと思っております。

ただ、私ども人権室がこの有識者会議の事務局として取りまとめをしていますが、実際にご提言いただいているさまざまな意見が、多岐にわたっておりまして、それぞれ所管する部局であるとか、あるいは昨今の大阪市の行政の展開の仕方と言いますと、地域に最も近い各区役所ができるだけ地域の実情にあわせて施策や事業を実施するという大きな流れや、現実にはそれぞれのところで予算を確保することもあって、「ガイドライン」という形を考えているところです。

○水谷委員 私が思うのは、例えば先ほどご説明いただいた人権啓発・相談センターの具体的な事業の中に、多文化共生という視点はないということとか、具体的な事業の中でそういう提案がされてないなら他の部局がやるわけがないと思います。やはり今度の効果検証会議の中でも検討していただいたらいいと思いますし、やはり人権室がやられている中で、もっと具体的に前に押し出していくことをやらなければ、多分、他部局はやっていかないので、ぜひ、積極的にご検討いただきたいと、私もNPOの立場から非常に強く思いますので、それを進言いたします。

○飯田人権室長 ごもったもなことだと思います。

25年度の啓発事業計画の具体的項目の中には多文化共生という言葉は入っていませんが、「KOKOROねっと」等の情報誌を活用し、先ほど担当から説明がありましたように、ヘイトスピーチという事象も踏まえて、市民啓発等の人権室が直接行っている事業の中でも取り上げていきたいと考えています。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

それでは2点目、「大阪市同和問題に関する有識者会議」について事務局からの報告をお願いします。

○世古管理担当課長 3月29日に開催しました第1回「大阪市同和問題に関する有識者会議」について資料6-②に添って説明させていただきます。

第1回有識者会議では5点にわたり議題としまして、1点目は座長、座長代理の選任ですが、委員の互選によって、座長には平沢委員、座長代理には中尾由喜雄委員が選任されています。

議題2としまして、「人権問題に関する市民意識調査の結果」について、意見交換を行いました。これは平成22年11月に大阪市が大阪府とともに実施した市民意識調査結果の分析につきまして、大阪府がまとめられた報告に基づきまして、同和問題における地域に対する忌避意識の問題や、あるいは逆差別意識の払拭の課題といった点について意見交換をいたしました。この大阪府で取りまとめた内容につきましては、この後、報告する予定ですので省略いたします。

議題3、「区長公募論文問題に関する検証結果」については、大阪市が区長を公募した際に提出された公募論文の中に、同和地区名を明記し、暗いイメージと結びつけるといった、差別を助長する不適切な表現が盛り込まれており、その論文そのものを大阪市のホームページに掲載してしまうという事態を引き起こしてしまいました。その後、坂元会長並びに平沢委員にご協力いただきまして、検証会議を開催し、原因究明や再発防止策についての検討を行い、その結果を取りまとめると共に、公募区長を対象とした人権研修の実施や、ホームページなどを活用した情報発信に際しての人権に関する留意すべき事項などを取りまとめた「人権の視点からの情報発信の手引き」を作成し、庁内での再発防止に取り組んでいるところです。

議題4、「戸籍謄本等の不正入手事件」については、ある探偵事務所から依頼を受けた法務事務所が、司法書士や弁護士などと共謀して、職務上の請求用紙を大量に偽造し、それを

用いて住民票の写しなどを不正に取得していたという事件が起きました。これに関わり、大阪市の各区役所でも、この事件と同じ司法書士名の職務上の請求用紙が200件余り見つかっています。大阪市の対応については、戸籍謄本等を職務上請求ができる8業士会に対して申し入れを行ったり、戸籍謄本等の不正取得防止についての広報や啓発を行っていることなどを説明しました。

さらに、不正に戸籍謄本等を取得された方に対しまして、個別に告知していく準備を進めております。また、大阪市ではあらかじめ登録していただき、第三者より戸籍謄本や住民票等の取得請求があった場合に、交付請求の事実を本人に通知する事前登録型本人通知制度を平成27年の住民基本台帳システムの再構築にあわせて実施する予定であることを説明いたしました。

最後に、他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする、あるいは個人にとって有害な情報がインターネット上に掲載される「インターネット上の人権侵害事象」についての大阪市の取組みについて説明いたしました。具体的には、大阪府・市や大阪市長会等で構成します「インターネット差別事象対策推進会議」に参画しまして、インターネット上に見られる差別事象の適切、有効な対応策について検討してきており、今後、それらを取りまとめて国への要望に反映していくことを説明させていただきました。

今回は、8月下旬に開催を予定しており、行政データを活用した実態把握などについて意見交換を行う予定です。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告についてご意見、ご質問等ございませんか。

○川崎会長代理 皆さんに注意喚起させていただきます。「探偵事務所から依頼を受けた法務事務所が司法書士や弁護士などと共謀して」と言われましたが、弁護士は関係ありません。弁護士の場合は法律事務所なんです。今回の件について、弁護士は関係していないということを申しあげておきます。

○世古課長 恐縮でございます。認識を改めさせていただきます。

○坂元会長 最後に、資料6-③により、大阪府による「『人権問題に関する府民意識調査』を今後の人権施策に生かす」について報告をお願いします。

○田井中課長 大阪府による「『人権問題に関する府民意識調査』を今後の人権施策に生かす」について説明させていただきます。

これは、大阪府が本年3月末に作成したもので、平成22年度に実施しました「人権問題に



関する府民意識調査」の結果から見えてきた府民意識の現状や人権教育・啓発の課題を踏まえて、今後の取組みについて、4つのポイントに整理してまとめたものです。

大阪市においても今後、大阪府の取組みと密接な関連を持って取組みを進めていきますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、これまでの取組みを踏まえた人権教育・啓発の今後の取組みのポイントとして、人権学習によって忌避意識を弱め、問題解決に向けた将来展望が持てるよう、学習者の気づきを促し、自らの行動に結びつけることを目指した教育を推進するとしています。

また、人権に関する意識を高め、人権問題を自らのこととして受け止めることができるように、こどもへの体罰やいじめ、虐待、ニート、引きこもりなど、身近な問題について取り組むなど、教育・啓発の内容・手法を工夫していくとしています。

2点目は、調査結果から、身近な人などからのインフォーマルな差別的情報の影響が大きいことが見えてきたことから、今後の取組みのポイントとしまして、インフォーマルな差別的情報の影響を受けないようにするため、早い時期から、学校教育の中で正確な知識を伝える、また、幼少期において、発達段階に応じた教育プログラムを検討していくとしています。

また、子育て中の親に対して、子育て教室の場や、PTAを対象とした啓発を通じ、インフォーマルな差別的情報の影響力の強さを伝え、このような情報が広がるのを防ぐ、さらに差別的な情報への気づきを促すとともに、課題解決に向けた将来展望が持てるような学習を推進するとしています。

3点目、交流・協働の条件整備としまして、これは以前から言われてきたことですが、被差別当事者との直接的な関わりが人権意識の高揚に有効であることから、今後の取組みのポイントとしまして、こういう協働の取組みがさらに広まるよう、同和問題に限らず、さまざまな人権問題について、人々が交流し、共通の課題解決に取り組むよう支援するとあります。また、マイノリティーの立場に置かれている当事者の体験や考え方に直接触れて、人権問題を自らのことと受けとめることができる人権研修を推進するとしています。

4点目については、同和問題における「逆差別」の意識を払拭する取組みとしまして、調査結果から、同和地区は今でも行政から優遇されているという意識が強いことから、今後の取組みのポイントとしまして、同和問題についての啓発において、かつての特別措置法に基づく施策の必要性や成果、残された課題、及び現在は広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般施策を活用して課題解決に取り組んでいくことを継続的に、わかりやすく情報発

信ずるとしてはいます。

また、同和問題解決に向けた取組みについては、いまだに特別措置法に基づく施策と誤解されるようなものがないか自己点検し、制度や運用に問題があれば見直していくとじています。

大阪府による「人権問題に関するの府民意識調査の結果」を踏まえた今後の取組みのポイントとしては以上ですが、大阪市としましても、これらの取組みのポイントに示されている課題については、府とも情報共有を図り、相互に連携協力をしながら、適切に対応してまいりたいと考えています。

○坂元会長 ただいまの報告についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○水谷委員 今後の取組みについて、大阪府が作成された資料は、非常にまとまっていると思いますが、今日の全体的な話を聞かせていただき、その全体的所感にもつながる話ですが、人権問題に対する取組みが、何か行政の中だけで考えようとしているという印象を受けます。自己評価にしても、その自己評価の明確な指標を持たないまま、結局、課の中で取り組まれて行われているとか、ようやく人権啓発・相談センターも効果検証会議をされようとしています。このような施策形成に関しても、外の目をもっと積極的に取り入れていく、外の力を借りるように取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

そういう意味ではまだ、民間の大手の企業などは力があるからということもありますが、そちらのほうが、取り組んでいる姿勢とか、具体的アクションとかも、実は進んでいるような感じが印象としてあります。私は企業のCSRとか社会貢献のプログラムの企画の取組みなども一緒にやらせていただいているせいもあると思うのですが、まだまだ、何か少し、井の中で議論されているような印象です。

なぜそう思うかと言うと、例えば、今、企業とか民間とかではISO26000とか、その組織の社会的責任に基づいた人権とか、環境とか、コミュニティー開発などをどの様に取り組むかということについて、いろいろな利害関係者を交えながら議論していくというプロセス等を作り始めています。行政は人権的なものをやるのは当たり前みたいな感覚で、あまり外の力を借りないままやっていますが、それがどちらかと言うと、民間よりも、ちょっと遅れだし始めているような印象を感じます。

やはり、もう少し外の動きといいますか、国際的外圧があるから動いている部分も多少あるとは思いますが、もうちょっと、外の動きを取り入れたような取組みなどを意識していただきたいと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。

○梶本理事 貴重な意見、どうもありがとうございました。

大阪市もいろいろ啓発事業を行っている所ですが、やはり国の人権啓発についての重点課題がございまして、ある程度そういうものを考慮しながら、啓発なり人権課題に対処していかなければならないと思っています。

大阪市の取組みなり、行政の取組みはやや横ばいといいますか、若干遅れていることもあると思いますが、人権の視点も少しずつ上がってきていますので、国の動向とか、世界の動向も踏まえまして、今後の人権啓発などに取り組んでいきたいと思っています。

○坂元会長 ありがとうございます。

ご意見等がなければ、以上で全ての議案並びに報告事項について審議が終了いたします。

先ほどの水谷委員のご発言は、この次第にあります、全体を通しての意見交換というところの性格も踏まえておられたわけですが、もう時間もございませんが、ここで何か一言だけ言っておきたいという方はおられますか。

○堀委員 先ほどの水谷さんのご発言とも関係するのですが、今日は、人権行政について、どういう取組みが行われてきたかということが前半に報告があつて、後半にいろんな会議の報告があつたわけですが、一度、大阪市の人権施策に関する、あるいはもう少し広い視野でも結構ですが、全体像というのを描いていただきたい、完全なものではないと思いますが、例えば全庁的に市役所でやっている人権行政推進本部というのがありますが、それと、本審議会はどういう関係にあるのかを考えてみたいと思ひまして、人権施策を推進する全体図というものをつくっていただけないかという要望です。

○坂元会長 ありがとうございます。

○梶本理事 わかりました。次回に示させていただきます。

○坂元会長 いいでしょうか。それでは、予定されていた時間も過ぎましたので、本日の審議は以上で終了したいと思います。

本日、ご議論いただいた内容やご意見につきましては、今後、人権行政の取組みを進めるに当たり、十分に反映、活用いただけるよう、事務局で検討の上、着実に実施を図っていただきたいと思ひます。

また、先ほどから各委員から出されました検討課題、内容につきましては、事務局でご検討の上、次回、当審議会の折に聞かせていただければと思ひます。

ありがとうございます。

○津村課長代理 本日は活発なご議論をいただき、まことにありがとうございました。

本審議会は、次回は9月の開催を予定したいと思いますが、追って皆様方に日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第25回大阪市人権施策推進審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。